

『地方公共団体における住民投票』

（基本的な考え方）

- ・ 早くから住民投票を広く活用した国はスイス。19世紀末からアメリカに普及。世界の中で、その二国だけがもっぱらやっていた。ワイマールの時期のドイツも広く採用。ドイツは、そういう制度が1つの原因となってナチズムが登場したという認識があり、戦後は非常に危ない制度だと考えられた。イギリス、フランスなどの伝統的に民主主義でやってきた国では、直接民主制的な制度は危険思想と見られてきた。
- ・ 1970年代くらいから、EC・EUの加盟問題で国民投票が活用されたこと、緑の党等が出てきて原子力問題を国民投票に問うということが、フランスやスウェーデンなどでも活用されはじめ、スイス・アメリカ独特の制度でもなくなってきた。
- ・ スイス・アメリカで始まった理由は、二元代表制的な仕組みをとっており、長・議会の対立がデッドロックになるという問題に関して、解決方法が必要だったということだろう。
- ・ 決して否定的ではないが、もし考えるなら、ものすごく慎重に考えなければいけない。
- ・ 住民自治の充実ということであれば、イニシアティブの方が重要だと思う。

（対象事項）

- ・ どの国でも、ポジティブ・リストで決めるか、ネガティブ・リストで決めるかどっちかをしており、それ抜きに自由自在に何でも結構ですというのはなかなかやっていない。
- ・ 任意的なレファレンダムを採用すると、何が対象にすべきなのか、何は外すべきなのかということが大議論しなければいけない。それが許されたらば、基地は必ず投票になるが、外交・防衛を非常に心配している方々は断固許さないと言うでしょう。原子力発電を否定したい人は絶対住民投票事項にできるようにしろと主張されるだろう。そんなことやっていて原子力政策できますかという議論が必ず出て、大変な政治論争になる。

(発動要件)

- ・ 日本の場合にも、長と議会の間でデッドロック状態が起こったときに、解決手段として義務的なレファレンダムを入れるか入れないかが問題になるだろう。

(投票の効果)

- ・ 拘束力を持った住民投票となると、非常にいろいろなデメリットが多く、制度設計は非常に慎重じゃなきゃいけない。

『地方税等に関する条例を条例制定・改廃の直接請求の対象とすることについて』

- ・ 条例制定に対する財政領域の特殊性をどう考えるのかが論点ではないか。
- ・ 原則からいえば、対象とするべきであると考えますが、現在これを変えなければいけない状況にあるのか。
- ・ 昭和23年地方自治法改正により対象外としたときと現在とで、税の問題についての住民の意識は変わったと考えるか、変わっていないと考えるか、という点が論点となるが、現在においては、対象としてもよいのではないかと。